

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1004	10042020	まちなか共同住宅建設アドバイザー制度の創出	一般的に、中心市街地地権者の方々は、各省庁住宅関連制度について理解する場が無く、共同住宅建設計画に関して相談する場合も業者へ直接相談する事となる。 事前に建設情報を得て、的確なアドバイスを行う事により、施工主の心的負担軽減を図り、中心市街地の総合的なまちづくりにつなげる。 (効果) 中心市街地に共同住宅を建設しようとする者に対して、的確なアドバイス及び建設、運営に係る情報の提供を行う事により、相談者に対してまちなか居住創出についての理解と協調を促し、より具体的な対応が可能となる。	中心市街地活性化区域に共同住宅を建設する者に対して下記のアドバイスをしない街づくりの円滑な推進に繋げる。 共同住宅建設に係る各制度の普及地区計画、景観、街区申し合わせ事項等の周知 に基づいた建設計画のアドバイス 資金計画についてのアドバイス 共同住宅運営についてのアドバイス	中心市街地に居住空間を創出する場合、当該地域に共同住宅を建設しようする者に対して、公正で的確なアドバイスを行なうシステムをつくる事により、円滑な居住空間の創出が可能になる。	宮崎県	日向商工会議所	ひゅうが市都心空間創出プロジェクト	当市では、平成14年より、中心市街地の区画整理事業、鉄道高架事業をベースに商店街集積化事業を行っている。これら事業に合わせ居住空間創出として、共同住宅本体建設に係る無利子融資制度の創出を提案したい。また、人口10万人未満の地方都市における商業高度化事業に対する中小小売商業振興法施行規則(組合員の数等)の改正及び高度化資金の対象項目に、設備、什器備品を加える事により出店者の事業意欲醸成を図り中心市街地の再生を図る。
1101	11012010	鉄道構造物の景観評価対象化	これから整備される鉄道構造物について景観評価に着手する。	・鉄道構造物の景観評価をいかにあるべきか、旧省間の垣根を越え国土交通省内で検討する。 ・今後の鉄道構造物整備に対する景観評価が円滑に進むよう、他事業区分同様、景観評価の基本方針を作成し、景観形成ガイドラインを策定する。	国土交通省は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、これに基づき景観評価の基本方針を作成すべく、平成16年国交省所管の直轄事業の一部について試行的に景観評価(アセスメント)に着手した。添付資料は、現在景観評価試行の対象事業一覧である。事業区分を見ると、ダム、砂防、河川、道路、海岸、港湾整備、官庁営繕事業が対象となっているが、鉄道は含まれていない。鉄道が評価対象に含まれていない理由は、所管が旧建設省ではなく旧運輸省だからであると推察される。鉄道整備は通常、鉄道建設・運輸施設整備機構が行うため国の直轄事業ではないが、鉄道が景観評価を免れる理由にはなり得ない。まちや農山漁村の景観に大きな影響を与える鉄道も、他事業区分同様、景観形成ガイドラインを策定する必要がある。	福岡県	個人	美しい鉄道で丁寧な国づくりプロジェクト	国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」に基づき、所管事業の景観評価を試行している。しかし評価対象は旧建設省の事業のみであり、鉄道は景観に対し大きな影響を与えるにも係わらず、旧運輸省の所管であるため含まれていない。また、住民の景観に対する意識の低さ、鉄道の早期完成こそが経済効果をもたらすという旧態の論理、さらに地方の中央に対する下層意識から、県など自治体が国の事業に対し景観評価を行うことの実現性は低い。このような意識を変革するため、鉄道整備による良好な景観形成が結果的に地域の持続的活性化をもたらすことを実証する実験を提案する。それは、地域再生法が求める地域の自主的自立的取組を進めることに繋がる。
1101	11012022	国の事業における景観形成に関する権限移譲	国の事業についても、補助金等を活用し地域の景観行政団体が景観形成の主体となる。	新幹線の整備など国が行う事業についても、良好な景観形成には地域が責任をもつべく、路線計画や構造物デザインに関して景観行政団体へ権限を移譲する。	景観法の施行により、都道府県が景観行政団体として景観計画を定めることができる。鉄道整備計画に対して景観評価を行い、景観に配慮した路線計画の見直し、または構造物デザインの変更が必要となった場合、当然設計費・建設費の増加が発生し得る。したがって、整備新幹線など国の鉄道整備事業の場合、地方自治体が景観評価を行い、建設費の大部分を負担する国に対し景観の改善と費用負担の増額を求めるということは、実行性が低いように思われる。このような地方自治体の中央政府に対する意識を改め、良好な景観形成に対し躊躇ない地方独自の取組を促進する必要がある。	福岡県	個人	美しい鉄道で丁寧な国づくりプロジェクト	国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」に基づき、所管事業の景観評価を試行している。しかし評価対象は旧建設省の事業のみであり、鉄道は景観に対し大きな影響を与えるにも係わらず、旧運輸省の所管であるため含まれていない。また、住民の景観に対する意識の低さ、鉄道の早期完成こそが経済効果をもたらすという旧態の論理、さらに地方の中央に対する下層意識から、県など自治体が国の事業に対し景観評価を行うことの実現性は低い。このような意識を変革するため、鉄道整備による良好な景観形成が結果的に地域の持続的活性化をもたらすことを実証する実験を提案する。それは、地域再生法が求める地域の自主的自立的取組を進めることに繋がる。

1101	11012030	九州筑後地方における新幹線構造物整備による良好な景観形成	福岡県は、まもなく九州新幹線が建設される予定である筑後地方において、新幹線構造物整備による良好な景観形成に努める。	・九州地区後地方は、福岡県が良好な景観を保全するための取組みを進めている地域である(添付資料)。福岡県は、景観行政団体として景観計画を定め、九州新幹線整備に対する景観評価を行う。 ・特に現計画で景観に重大な影響を及ぼすと考えられる高架橋の建設が危惧される(添付資料)。市街地では、電線同様できるだけ目立たなくするのがよいが、建設費増加等の問題が生じるばあい、少なくとも美観に配慮した構造物デザインとする。 ・建設計画または構造物デザインの変更による景観の改善を住民へ示し、良好な景観形成が地域再生にとって必要不可欠であるという理解を国民全体へ広げる。	鉄道整備が景観評価対象として見落とされている背景には、まだまだ地域住民の景観に対する意識の低さがある。その上、地域の住民、自治体、経済団体、政治家は早期の開業が経済効果を生むとの旧態依然の意識から脱却しておらず、数十年後のまちの姿を描いていない。このような意識を変革するためには、良好な景観形成が地域の再生に必要不可欠であることを実証する必要がある。 また、現計画では景観に重大な影響を与える高架橋が建設されると危惧される。景観法施行後、国の景観に対する意識を表象する構造物と認識され得るため、景観評価および建設計画の検討を慎重に行う必要がある。	福岡県	個人	美しい鉄道で丁寧な国づくりプロジェクト	国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」に基づき、所管事業の景観評価を試行している。しかし評価対象は旧建設省の事業のみであり、鉄道は景観に対し大きな影響を与えるにも係わらず、旧運輸省の所管であるため含まれていない。また、住民の景観に対する意識の低さ、鉄道の早期完成こそが経済効果をもたらすという旧態の論理、さらに地方の中央に対する下層意識から、県など自治体が国の事業に対し景観評価を行うことの実現性は低い。このような意識を変革するため、鉄道整備による良好な景観形成が結果的に地域の持続的活性化をもたらすことを実証する実験を提案する。それは、地域再生法が求める地域の自主的自立的取組を進めることに繋がる。
1238	12382010	河川整備基本方針策定事務簡素化	河川法第16条等の規定による2級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画(以下、基本方針等という)を定め又は変更しようとする場合には、河川法第79条の規定により、国土交通大臣の同意を得ることとなっている。 現状は、国土交通省の担当者が全国の協議を受けており協議に時間を要することが多く、申請後の審査にも時間を要するなど、基本方針等の策定が進んでいない状況である。 このことよって、2級河川の河川管理者である都道府県知事は、基本方針等を定め、河川整備や管理を行うという河川管理者の責務を全うできない状況にある。 そこで、2級河川の基本方針等の策定にあたっては、都道府県が策定し、国土交通省へは報告で足りるものとする。 なお、平成16年4月10日現在で、2級水系の河川整備基本方針は全国では245水系、河川整備	2級河川の河川整備基本方針及び整備計画については、都道府県が策定し、国土交通省へ報告とすることにより、事務処理の短縮が図られる。このことにより地域の自主性を尊重した、計画的・効率的な河川整備が可能となり住民の安全で安心な生活の確保が図られる。		岩手県	岩手県	安全・安心で自立した、地域の川づくり計画構想	{河川整備基本方針の策定} 河川法第16条等の規定による2級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画(以下、基本方針等という)を定め又は変更しようとする場合には、河川法第79条の規定により、国土交通大臣の同意を得ることとなっているが、2級河川の基本方針等については、河川管理者である都道府県が地域の自己責任により策定し、国土交通省へ報告するものとする。 このことにより、地域の実情に応じた計画的・効果的な河川整備が可能となり、地域の安全な生活の確保に寄与する。
1267	12672070	建築確認等に関する事務に係る基礎自治体間の共同処理	建築確認等に関する事務を、基礎自治体が共同処理できるよう制度の見直しを行うこと。	基礎自治体への権限移譲	建築基準法では一部事務組合が建築確認の事務を行うことは想定しておらず、一部事務組合に建築主事を置くことができる規定がないため現行制度上困難である。このため、共同処理ができることとなるよう提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。

1267	12672170	地方で策定する各種計画の事前協議制の廃止	地方公共団体が策定する各種計画は、国・県が策定する上位計画に則して策定することが個別法上義務付けられているので、必要以上の国等の関与を排除することを提案する。	国や県に対する事前協議や同意の手続きが廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、各基礎自治体での自主的・総合的な取組みが可能となる。	土地利用基本計画をはじめとする地方公共団体が策定する各種基本計画等については、国や県が策定する計画を上位計画として、その計画に即して策定されている。 また上位計画に即して策定することは、各事業等の個別法等に基づいて行われている。 しかしながら、個別法等に基づいて策定されている計画であるにもかかわらず、これらの基本計画等は、さらに国への事前協議(同意)を必要としており、必要以上の関与がなされている。 したがって、地方公共団体が策定する各種基本計画等については、これらの観点を踏まえ、必要以上の関与が排除されるよう、制度の見直しを行う必要がある。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672090	審議会の必置規制の廃止	審議会の設置の如何については、地方自治体の自主的な運営方針に委ねるべきである。	審議会の設置については、その必要性等については、地方自治体の裁量に委ねるべきである。	本県においては、平成16年度に第二次行政システム改革推進計画を策定し、その中で、設置目的及び設置必要性等について必置規制の見直しを提案していくこととした。 検討の中で、以下の5つの審議会については、設置の必要性や、県条例での設置で十分であるとの判断に達しているため、今回、これら5つの審議会の必置規制の見直しを提案する。[必置規制見直し提案を行う審議会]・広島県固定資産評価審議会・広島県農業共済保険審査会・広島県広島港地方港湾審議会・広島県尾道糸崎港地方港湾審議会・広島県福山港地方港湾審議会	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672160	特定重要港湾に係る入港料の事前協議制の廃止	特定重要港湾の入港料については、地方自治体が議会の議決を得ていることを踏まえ、国の許可制度の見直し。	特定重要港湾の入港料については、地方自治体が議会の議決を得ていることを踏まえ、国の許可制度を見直し、地方の自主的・総合的な管理運営体制の強化を図る。	入港料を徴収する場合、港湾管理者(県)は、港湾審議会に諮り、了解を得る。審議会了解後、国に対して協議を行い、同意を得る。県条例(広島県入港料条例)を改正し、入港料の徴収が可能となる。という手続きを踏んでいる。 入港料率は、国際航海や国際貿易に大きな影響を有することから国の同意が必要との見解であるが、そもそも入港料については、最終的には県条例という議会の議決を経て決定されていること及び今後、「国から地方へ」といった地方分権を推進していく観点からも、地方自治体で入港料を決定することが、国際貿易等に何らかの不利益を与えらることは考えられない。 したがって、入港料については、地方自治体の裁量で決定し、自主的・総合的に管理を行っていくことが最適であると考えられる。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。